

安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第2弾

令和5年度の総括（まとめ）

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

I アクションプログラムの取組(アクション)の紹介・・・・・・・・ P 2

II 県(関係部局)のアクションの紹介・・・・・・・・ P 6

III 数値目標の進捗状況・・・・・・・・ P 21

IV 令和5年度の総括～成果と課題をふまえた今後の取組の方向性～ P 28

はじめに

1. プログラム策定の背景

平成 14 年以降、県内における刑法犯認知件数は年々減少を続け、平成 27 年には、平成 14 年より 7 割近く減少し、平成に入ってから最少数となる 15,178 件を記録しました。

しかしながら、県民に大きな不安を与える凶悪犯罪、子ども・女性が被害者となる性犯罪などは後を絶たず、さらには高齢者に対する特殊詐欺の増加、サイバー空間における犯罪も相次ぐなど、犯罪情勢の急激な変化に伴う新たな課題が発生しました。また、平成 28 年 5 月に開催された伊勢志摩サミットの後は、全国高校総体や三重とこわか国体の開催などに伴って、多くの人の来県が見込まれ、交通安全にも一層の注意が求められることが課題となりました。

こうした課題に対応するとともに、伊勢志摩サミットのレガシー（自分たちの地域は、自分たちで守るという気運の高まり）を引き継ぎ発展させて、県民と、事業者、警察、行政など、さまざまな主体が力を合わせて、安全で安心な三重のまちづくりをめざし、防犯・交通安全にかかる取組を総合的に推進するため「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」（以下「プログラム」という。）を平成 29 年 1 月に策定した後、令和 2 年から令和 5 年までは、プログラム第 2 弾を、令和 6 年から令和 8 年まではプログラム第 3 弾に改定しました。

このプログラムを、県民の皆さん一人ひとりが防犯意識を持つ「きっかけ」として、防犯ボランティアの方の「支援ツール」として、事業者の方が防犯・交通安全に係る活動を始める際の「手引き」として、市町等関係機関が安全で安心なまちづくりに係る取組を検討する際の「指針」としてそれぞれ活用いただき、皆の力を合わせて安全で安心な三重をめざしていきます。

2. プログラム第 3 弾について

プログラム第 2 弾の計画期間が令和 5 年度末で終了することに伴い、成果や明らかとなった課題、県民意識の変化や近年の犯罪情勢、傾向等をふまえつつ、令和 6 年 3 月、「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第 3 弾」（以下「プログラム第 3 弾」という。）に改定しました。

「めざす姿」実現に向け、『意識づくり』『地域づくり』『環境づくり』をベースにして、各主体と連携しながら防犯・交通安全にかかる取組を進めていきます。

意識づくり

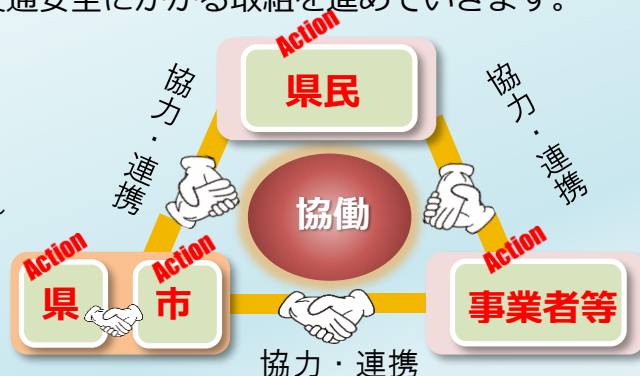
～防犯・交通事故防止意識を高める～

地域づくり

～地域の防犯・交通安全力を向上させる～

環境づくり

～犯罪や交通事故を防ぐ環境を整える～



本書は、プログラム第2弾に基づく令和5年度の成果と課題をふまえつつ、翌年度（令和6年度）の効果的なプログラム第3弾の促進に資することを目的とします。

I アクションプログラム第2弾を踏まえたアクションの紹介

(1) 安全・安心まちづくりフォーラムの開催

県民の皆さんの防犯意識の高揚と、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりの推進等を目的としたイベント「安全・安心まちづくりフォーラム」を警察本部・三重県防犯協会連合会と共催しました。

「現役世代主体の活動」、「地域活性化活動との連動」といった特色ある取組を行う県内防犯ボランティア団体（3団体）による事例発表や、「持続可能な防犯ボランティア～地域の安全・安心をつむぎ出す～」と題し、皇學館大学現代日本社会学部 大井智香子准教授に防犯に関する理論や持続可能な防犯ボランティアについて、ご講演いただきました。



講演の様子

参加者からは、「同じ活動をする仲間が県内にいることを再確認できた」、「各地域の工夫された取組を知れて参考になりました」、「普段だと考えることのない安全・安心まちづくりについて改めて考えていく機会になりました」といった声がありました。

【実施概要】

実施日	場所	対象者	参加者数
8月23日	県庁講堂	防犯ボランティア団体や関係機関の職員等	92人



事例発表の様子

(2) 「安全安心まちづくり地域リーダー」養成講座の開催

防犯ボランティア等の経験が概ね3年以上であり、地域の防犯活動等をけん引する意志のある方などを対象に、防犯活動を継続していくための有益な知識や、他の活動者を指導することができるような実践的技術を身に付けていただくための講座を昨年度に引き続

き開催しました。内容としては、まず、県でのアクションプログラム推進の主軸となる県・警察本部・県教育委員会事務局による「安全・安心まちづくりに係る県の取組について」（県）、「県内の犯罪情勢」（県警）、「スクールガードについて」（教育委員会事務局）の説明を行いました。

続けて、「安全・安心なまちづくりのために求められることとは」と題し、特定非営利活動法人日本こどもの安全教育総合研究所 宮田美恵子講師に子どもたちを守る取組についてご講演いただきました。

最後は、うさぎママのパトロール教室安全インストラクター 武田信彦様に、効果的な防犯対策の考え方や子どもたちへの防犯指導のコツなど、防犯活動に係る実践的な知識をご教授いただきました。

本講座の開催の結果、安全安心まちづくり地域リーダーを新たに28名養成することができました。来年度は全市町へのリーダー配置をめざし、取組を進めていきます。



講演の様子

【実施概要】

実施日	場所	対象者	参加者数
8月8日	三重県津庁舎大会議室	新規リーダー申込のあった県民	53人（うち新規申込者28人）

（3）安心して暮らせるまちづくり出前講座の実施

県内での安全で安心なまちづくりに係る取組をより一層広げていくとともに、日ごろの活動の参考としていただくための出前講座を令和5年度は3回実施し、アクションプログラムの概要や県の安全安心まちづくりに係る取組について説明するとともに、できる範囲で安全安心まちづくり活動に協力いただけるよう呼びかけを行いました。



出前講座の様子

【実施概要】

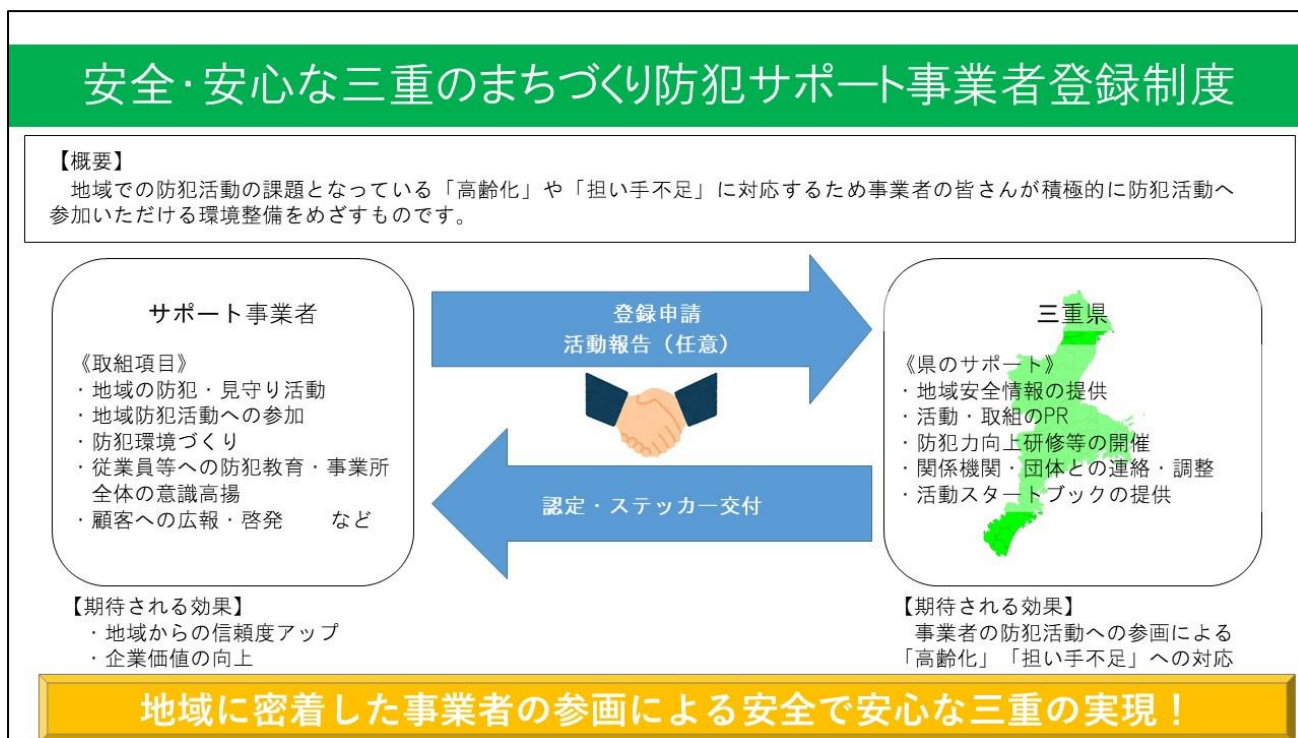
実施日	要請のあった団体	対象者	参加者数
5月18日	桑名市統計協会	会員	20人
5月25日	伊勢市内自主防犯団体連絡会	会員	12人
7月21日	株式会社パシフィック放課後児童クラブまりん	小学生及び支援員	50人

（4）安全・安心なみえのまちづくり防犯サポート事業者登録制度の開始

「事業者」は、「県民」や「自治体（県・市町）」と並ぶアクションの重要な担い手です。「事業者」が防犯活動に参画することは、地域における構成員の高齢化や担い手不足といった課題に対応でき、持続可能な活動につながります。本制度は、「事業者」が防犯活動に参画しやすくなるような仕組みとして、令和5年6月から運用を開始しました。

引き続き、出来る限り幅広い事業者へこの制度を周知し、多くの事業者に登録いただくことで、持続可能な活動を全県的に展開していきたいと考えています。

なお令和6年3月末現在、391店舗の事業者が登録しています。



制度の概要

（5）県関係部局のさらなる連携の推進（3分野WGの開催）

アクションプログラムの主軸となる県の3分野（県・警察・教育委員会）の連携を強化し、安全安心まちづくりに係る県の取組がより効果的なものになるよう協議を重ねる場として、担当者によるワーキンググループを実施しました。

令和5年度は1回開催し、各分野での年間スケジュールの共有や、その中で協力できる取組がないかの検討を実施し、「安全・安心まちづくりフォーラムの警察本部との共催」、「安全・安心まちづくり地域リーダー養成講座とスクールガード・リーダー育成講習会の同時開催」といった連携をしました。

「安全安心まちづくりフォーラムの警察本部との共催」については、県及び警察本部がそれぞれで開催していたイベントを統合開催することによって、運営の効率化及び参加者の利便性向上につながりました。【詳細は（1）を参照】

「安全安心まちづくり地域リーダー養成講座の開催」については、安全安心まちづくりに携わる県民に対する講習会を開催することで、地域においてリーダーになりうる人物を育成することができました。【詳細は（2）を参照】。

令和6年度もワーキンググループを通じて、関係職員



が連携し、顔の見える関係作りを推進していきます。

【実施概要】

実施日	場所	議題
4月26日	環境生活部 相談室	・各分野の令和5年度事業について情報共有 ・意見交換

(6) 市町担当者会議の開催

県の取組を市町の担当者へ周知し、県と市町の密な連携のもと安全安心まちづくりに取り組むための体制整備を目的に市町担当者会議を開催しました。

会議では、県の取組内容を説明し協力を求めたほか、警察本部からは、犯罪情勢の説明を受け共有しました。

また、「特殊詐欺防止に係る取組状況」及び「防犯カメラに係る補助制度や設置状況」、「防犯灯の設置状況」等についての意見交換を行いました。



【実施概要】

実施日	対象者	参加者数
5月23日	各市町安全安心まちづくり（防犯）担当者	34名

(7) 「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」の開催

この会議は、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」第5条の規定における推進体制を整備するため設置する県の附属機関等に位置づけられるもので、県の安全で安心なまちづくりに係る課題や、施策の方針などについて議論する重要な場です。

令和5年度は3回開催し、事業者に向けた取組の検討や、プログラム第3弾の改定に係る取組の方向性について協議を行いました。



推進会議の様子

【実施概要】

	実施日	場所	主な協議事項等	参加委員
第1回	5月18日	J A 三重健保会館 大研修室	・プログラム第2弾令和4年度の総括（案）について ・「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第3弾」骨子案について	16名

第2回	11月9日	三重県庁講堂 棟131・132会議室	・「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第3弾」中間案について	16名
第3回	2月9日	J A三重健保会館3階 大研修室	・「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム（第3弾）」最終案について	16名

(8) 防犯アプリの「紹介リーフレット」の作成配布

防犯アプリの中には、防犯等に関する注意情報を提供する機能や痴漢撃退機能が備えられたものがあります。県民への周知、防犯意識の向上を図る目的で、同アプリを紹介したリーフレットを作成配布しました。

II 県（関係部局）の取組状況

プログラム第2弾の重点テーマ6項目に関連する県（関係部局）の主要施策の令和5年度取組概要等は以下のとおりです。

【重点テーマ6項目】

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| 1. 地域の防犯力を高める | 4. 高齢者を犯罪から守る |
| 2. 子どもを犯罪から守る | 5. 近年懸念される犯罪等に対する安全・安心を確保する |
| 3. 女性を犯罪から守る | 6. 交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす |

なお、以下に記載の「令和5年度取組概要」は令和6年2月末時点での記載であり、令和5年度実績（令和5年度末時点）とは異なる場合があります。

1. 重点テーマ「地域の防犯力を高める」

令和5年度取組概要	令和6年度取組方向	担当部
【安全安心まちづくり地域リーダー養成講座】		
地域の防犯活動等をけん引する意志のある方などを対象に、「安全安心まちづくり地域リーダー養成講座」を開催し、新たに28名の地域リーダーを養成しました。	プログラムの注力する方向性に「さまざまな主体と連携した持続可能な防犯・交通安全活動が行われる地域づくりに努める」の活動指標に「地域リーダーの配置市町数」が未達成（9市町/29市町）であるため、目標達成に向け、未配置市町への働きかけ等により達成をめざします。	環境生活部 （くらし・交通安全課）
【安全安心まちづくり地域リーダーフォローアップ講座】		
フォローアップ講座は、実施していません。	本年度は、フォローアップ講座を開催し、リーダーの一層のスキル向	環境生活部 （くらし・

	上やリーダー同士の交流による知識・ノウハウの共有を図ります。	交通安全課)
【市町担当者との連携】		
アクションプログラムの改定について、市町担当者会議において情報共有を図るとともに、県の取組への協力を求めたほか、各市町で実施している補助制度等について情報共有、意見交換することで県及び市町間での連携を深めました。	市町担当者同士の連携を深めるため、会議の機会を増やし（2回を予定）、密な連携のもと取組を進めていきます。	環境生活部 （くらし・交通安全課）
【地域生活定着支援事業】		
<p>県が設置する三重県地域生活定着支援センターにおいて、高齢であり、又は障がいをもつため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等が、地域の中で必要な支援を受けながら自立した日常生活又は社会生活を営むことができ、ひいては再犯防止につながるよう、保護観察所等の関係機関と連携し、帰住先の確保や必要な福祉サービス（障害者手帳の交付、社会福祉施設の利用など）へのつなぎ等の支援を実施しました。</p> <p>※令和5年度取組実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネート業務 40件 ・フォローアップ業務 30件 ・被疑者等支援業務 2件 ・相談支援業務 5件 	引き続き、犯罪や非行をした人を孤立させず、再び過ちを犯すことのないよう、国や市町、関係団体等と連携して、矯正施設退所者等の円滑な地域生活への移行支援に取り組みます。また、現在の「三重県再犯防止推進計画」が最終年度となることから、次期計画の策定に取り組みます。	子ども・福祉部 （地域福祉課）
【地域・事業者・学校等との連携】		
安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会を構築するため、地域の犯罪情勢に応じ、警察活動の強化に取り組むとともに、市町や地域住民、防犯ボランティア団体等との連携による犯罪防止に向けた取組を推進した結果、防犯ボランティア団体は917団体（前年比+7団体）と増加しました。一方で、令和5年中の刑法犯認知件数は9,955件（前年比+2,308件）と増加しました。	安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会を構築するため、地域の犯罪情勢に応じ、警察活動の強化に取り組むとともに、市町や地域住民、防犯ボランティア団体等との連携による犯罪防止に向けた取組を推進します。	警察本部 （生活安全企画課）

【「子ども安全・安心の店」認定事業】		
<p>地域における防犯ボランティア活動に取り組む団体等に対し、防犯活動用物品の配布や犯罪情報・地域安全情報の提供等を通じた支援を推進しました。また、「子ども安全・安心の店」認定事業所については、各業界団体に対する働き掛けを継続し、更なる拡充に取り組んだ結果、令和6年2月末で 1,474 事業所（前年比+42 事業所）となりました。</p>	<p>地域における防犯ボランティア活動に取り組む団体等に対し、防犯活動用物品の配布や、犯罪情報・地域安全情報の提供等を通じた支援を推進します。また、「子ども安全・安心の店」認定事業所について、県内全ての小学校区に複数設置しましたが、引き続き、各業界団体に対する働き掛けを継続し、認定事業所の更なる拡充に取り組みます。</p>	<p>警察本部 （生活安全 企画課）</p>

2. 重点テーマ「子どもを犯罪から守る」

令和5年度の実施概要	令和6年度の実施方向	担当部署
【スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置】		
<p>いじめや暴力行為の被害に遭っている児童生徒の心のケアや、課題を抱える児童生徒への支援を一層効果的に行うため、SCとSSWの配置時間を拡充しました。（SC：令和4年度比 4.4%増、SSW：令和4年度比 48.2%増）</p> <p>SSWについては、県立学校（27校）や各市町の公立中学校区（52校区）を拠点に活動し、より機動的に支援が行えるよう取り組みました。加えて、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を公立中学校125校と県立学校20校に引き続き配置し、SCやSSWと連携して支援を行いました。</p> <p>また、弁護士によるいじめ予防授業（小中学校のべ96校）や法務相談を実施するなど、専門人材と連携して対応にあたりました。</p>	<p>いじめや暴力行為の被害に遭っている児童生徒の心のケアや、課題を抱える児童生徒への支援を一層効果的に行うため、SCとSSWの配置時間を拡充します。</p> <p>SSWについては、県立学校（27校）や各市町の公立中学校区（67校区）を拠点に活動し、より機動的に支援が行えるよう取り組みます。加えて、SCやSSWと連携して、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を公立中学校と県立学校に引き続き配置します。</p> <p>また、弁護士によるいじめ予防授業の実施や法務相談体制の充実、弁護士と臨床心理士からなるいじめ対策アドバイザーの県立学校への派遣など、専門人材と連携した支援を進めていきます。</p>	<p>教育委員会 （生徒指導課）</p>
【インターネット上における不適切な書き込みへの対応】		

<p>インターネット上の不適切な書き込みを検索するために、年3回（8月下旬から9月・11月・1月）の通常のパトロールに加え、年間（平日）を通して不適切な書き込み等のパトロールを実施しました。令和6年3月末現在で972件の不適切な書き込みを検知しており、学校や市町が特定できる書き込みについては、該当市町教育委員会と情報共有を行い対応しました。</p> <p>また、いじめや人権侵害につながるインターネット上の不適切な書き込みを通報できるアプリ「ネットみえ〜る」を引き続き運用しました。令和5年度で「ネットみえ〜る」のダウンロード数は7,293件、令和5年度投稿数は69件（うち子どもに関わる投稿は10件）となっています。寄せられた投稿については学校や各市町等教育委員会等の関係機関と連携し、被害児童生徒を守る対応をとるとともに、加害児童生徒に指導を行いました。</p>	<p>ネットトラブルやいじめ・人権侵害から児童生徒を守るため、引き続き、インターネット上の不適切な書き込みを検索するネットパトロールを実施します。</p> <p>不適切な書き込みを検知した場合は、学校や各市町等教育委員会等の関係機関と連携し、速やかな対応を実施します。</p>	<p>教育委員会 （生徒指導課）</p>
<p>【児童・生徒のネットリテラシー向上】</p>		
<p>いじめ防止をテーマとする動画コンテストを実施し、小学校3校、中学校4校、高等学校12校が参加しました。参加校の児童生徒に向けた研修会では、県教育委員会による「情報モラル授業」等を行い、動画作成を通じて、児童生徒がいじめを許さず、相手を思いやる心や、個性を認め尊重する態度、SNS等による誹謗・中傷やいじめを行わない態度を育みました。また、ポータルサイト上でコンテストを実施し、県民投票による優秀作品の選定を行い、2,755票の投票があり、広く県民への啓発につなげました。</p>	<p>児童生徒が「いじめ防止」および「情報モラルの向上」をテーマにした動画を作成する取組を通じ、いじめを許さない心や、相手を思いやる心、ネットリテラシーを育みます。動画作成に際しては、児童生徒間で、いじめの防止について意見交換し、いじめの防止に向けた主体的な行動ができるよう取り組みます。</p> <p>「情報モラル教育」に係る専門機関一覧を作成・配付するなどし、各学校において子どもや保護者に向けた授業や研修会が充実するよう働きかけます。</p> <p>また、各家庭で子どもと一緒にイ</p>	<p>教育委員会 （生徒指導課）</p>

	<p>インターネットの使い方について考える機会を持ってもらえるよう、保護者向けのリーフレットをとおして、インターネットの危険性に関する情報や、トラブルから子どもを守るための情報を発信するなど、継続した啓発に取り組みます。</p>	
【通学路の安全確保及び学校安全体制の構築】		
<p>通学路等の安全確保については、伊賀市伊賀地区をモデル地域として、県立伊賀白鳳高校を拠点校に、学校安全アドバイザーによる登下校の安全対策に係る助言を行いました。学校安全アドバイザーの指導助言のもと、高校生が地域の小中学生と協力して、防犯や交通安全上の危険箇所を明示した安全マップを作成するなど、交通ルールの遵守と交通安全、防犯に対する子どもたちの意識の向上を図りました。また、スクールガード・リーダーを核とし、学校と地域が連携した学校安全体制の構築に資するため、スクールガード・リーダー及びスクールガードを対象とした研修会を実施するとともに、各団体の活動に必要な物品の支援を行いました。</p> <p>さらに、各市町で行う通学路合同点検の結果を、関係部局や警察本部と共有し、通学路の安全対策が円滑に進むよう取り組みました。</p>	<p>学校における安全推進体制を構築するため、学校安全アドバイザーを委嘱し、モデル地域で通学路等の安全点検や安全マップづくりを実施します。また、通学路等における児童生徒の安全確保のため、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーを育成するとともに、地域のスクールガードを養成します。加えて、県内の公立学校の教員を対象に校種別の講習会を行い、交通安全及び防犯対策の指導者を養成し、各学校での交通安全教育・防犯教育を進めていきます。</p> <p>さらに、各市町で行う通学路合同点検の結果を、関係部局や警察本部と共有し、通学路の安全対策が円滑に進むよう取り組みます。</p>	<p>教育委員会 (生徒指導課)</p>
【子どもの権利について学ぶことのできるワークシート及びデジタル絵本の作成・配付】		
<p>令和3年度に作成した、子どもが自ら権利について学ぶことができるワークシート（小学校高学年の子どもが対象）やデジタル絵本（小学校低学年から未就学の子どもが対象）の活用について、小中学校長会で呼びかけました。</p>	<p>令和3年度に作成した、子どもが自ら権利について学ぶことができるワークシート（小学校高学年の子どもが対象）やデジタル絵本（小学校低学年から未就学の子どもが対象）について、引き続き活用するよう学校等に呼びかけます。</p>	<p>子ども・福祉部 (少子化対策課)</p>
【「みえ次世代育成応援ネットワーク」との連携		

<p>「みえ次世代育成応援ネットワーク」では、地域の子どもたちに貴重な学びや体験の機会を創出するため、当ネットワークの会員企業や団体において、出前講座を含めた子どもの会社見学(オシゴトチャレンジ ミエキッズ)を計 11 回実施しました。</p> <p>また、子どもから家族や友だちなどへ、大人から子どもへ、思ってはいるけれどなかなかお互いに伝えられない大切な人への「ありがとう」の気持ちをテーマにした「ありがとうの一行詩コンクール」を実施し、5,425 件の応募数がありました。</p>	<p>「みえ次世代育成応援ネットワーク」では、地域の子どもたちに貴重な学びや体験の機会を創出するため、当ネットワークの会員企業や団体において、出前講座を含めた子どもの会社見学(オシゴトチャレンジ ミエキッズ)を実施します。</p> <p>また、子どもから家族や友だちなどへ、大人から子どもへ、思ってはいるけれどなかなかお互いに伝えられない大切な人への「ありがとう」の気持ちをテーマにした「ありがとうの一行詩コンクール」を実施します。応募方法を改善することにより、多くの方に応募していただけるよう取り組みます。</p>	<p>子ども・福祉部 (少子化対策課)</p>
【相談電話「こどもほっとダイヤル」の実施】		
<p>子どもの声を直接受け止め、子ども自身が解決に向かうよう支える相談電話「こどもほっとダイヤル」を実施(相談件数 922 件)しました。</p> <p>青少年にWebやSNS等の適正利用が進むよう出前講座を実施(30 件)しました。</p>	<p>子どもの声を直接受け止め、子ども自身が解決に向かうよう支える相談電話「こどもほっとダイヤル」の委託機関との連携を図り、周知を拡大します。</p> <p>青少年にWebやSNS等の適正利用が進むよう出前講座の実施回数を拡大します。</p>	<p>子ども・福祉部 (少子化対策課)</p>
【専門職の増員による児童相談所の体制強化】		
<p>国が策定した「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、引き続き、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を着実に進め、児童相談所の体制強化に努めました。</p>	<p>国が策定した「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、引き続き、児童福祉司や児童心理司などの専門職を着実に確保し、児童相談所の体制強化に努めます。</p>	<p>子ども・福祉部 (児童相談支援課)</p>
【AIシステムの活用による児童相談所の対応力強化】		
<p>児童相談所における対応力強化のため、AIシステムの活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上を図り、迅速で的確な相談対応を行うとともに、その後の再発防止、家族再統合等の家族</p>	<p>児童相談所における対応力強化のため、AIシステムの活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上を図り、的確な相談対応を行うとともに、ニーズアセスメントツール</p>	<p>子ども・福祉部 (児童相談支援課)</p>

支援のため、ニーズアセスメントツールの精度を高め、法的対応や介入的支援を推進しました。	と一体的に活用することで、虐待の再発防止、家族再統合等の家族支援を推進します。	
【児童相談所における外国人児童の虐待への対応】		
北勢地域で増加する外国人児童の虐待に対応するため、北勢児童相談所と鈴鹿児童相談所に外国人支援員を配置し、外国人児童の支援にあたり、見守りを行い虐待の再発防止に努めました。	北勢地域で増加する外国人児童の虐待に対応するため、北勢児童相談所と鈴鹿児童相談所に外国人支援員を配置し、外国人児童の支援にあたり、見守りを行い虐待の再発防止に努めます。	子ども・福祉部 (児童相談支援課)
【市町におけるこども家庭センターの設置促進】		
市町における子ども家庭総合支援拠点の設置を促進する(27市町/令和5年度末)とともに、市町とともに現状の分析や課題・方向性の検討など、市町を支援するため全市町を対象に定期協議を実施しました。また、児童福祉法改正に伴い、令和6年4月から市町に設置が求められる「こども家庭センター」開設準備研修を開催する等、各市町の児童相談体制の強化に取り組みました。	児童福祉法改正により、市町に設置が求められている「こども家庭センター」の設置を促進し、児童虐待の未然防止や早期発見につなげるため、引き続き、要保護児童対策地域協議会の対応力の強化や市町における児童相談体制の充実を図ります。	子ども・福祉部 (児童相談支援課)
【要保護児童対策地域協議会運営支援アドバイザーの派遣やスーパーバイザーの派遣】		
関係機関の連携を図る場である市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣(13市町 16回)や児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣(4市町 10回)等を行いました。	関係機関の連携を図る場である市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣(13市町 13回/予定)や児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣(4市町 10回/予定)等を行います。また、今年度から市町支援コーディネーターを配置し、市町及び各児童相談所間の連携を促進します。	子ども・福祉部 (子育て支援課)
【児童相談所と警察の連携強化】		
児童相談所と警察との連携を強化するため、児童相談センターと警察本部をオンラインで結び情報共有を行うとともに、児童虐待事案に迅速かつ適切な対応を図るため、合同訓練を実施しました	児童相談所と警察との連携を強化するため、各児童相談所と警察本部をオンラインで結び情報共有を行うとともに、児童虐待事案に迅速かつ適切な対応を図るため、合同訓練を	子ども・福祉部 (子育て支援課)

<p>(1回)。被虐待児童や指導等を必要とする児童について、県内2か所の児童相談所一時保護所や児童養護施設等において(委託)一時保護を行い、心のケア等を行いました。</p>	<p>実施します。被虐待児童や指導等を必要とする児童について、県内2か所の児童相談所一時保護所や児童養護施設等において(委託)一時保護を行い、心のケア等を行います。</p>	
<p>【非行防止教室等の開催と SNS における不適切な書き込みへの注意喚起等】</p>		
<p>少年警察ボランティア、関係機関等と連携し、非行少年等の居場所づくり活動等の立ち直り支援を実施するとともに、少年の規範意識を向上させるため、非行防止教室等(リモート形式を含む)を開催しました。(令和5年中 非行防止教室6回、防犯教室15回)</p> <p>また、児童の性被害につながる SNS 上の不適切な書き込みに対する注意喚起・警告や中学生・高校生等を対象に SNS における広報啓発等の対策を実施し、被害の未然防止を図りました。</p>	<p>居場所づくり活動を始めた非行少年等の立ち直り支援を実施するとともに、非行防止教室等(リモート形式を含む)の開催により少年の規範意識の向上を図ります。また、SNS に起因する子どもの犯罪被害を未然に防止するため、さまざまな媒体を活用した広報啓発や SNS 上の児童の性被害につながる不適切な書き込みに対する注意喚起・警告等の先制的な対策を推進します。</p>	<p>警察本部 (少年課)</p>

3. 重点テーマ「女性を犯罪から守る」

令和5年度 of 取組概要	令和6年度 of 取組方向	主担当部
<p>【「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営及び相談体制の強化】</p>		
<p>性犯罪・性暴力被害に遭った方の支援のためのワンストップ相談窓口である「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、電話・SNS相談、病院への付添支援、心理的カウンセリングなど、被害者に寄り添った支援を関係機関と連携しながら実施しました(相談件数：497件)。</p> <p>また、「よりこ」の認知度向上および性犯罪・性暴力被害者支援の輪を広げ、予防教育やその根絶に向けた取組について説明する出前講座を実施するとともに、若い世代に対して SNS を活用し</p>	<p>多様化する性犯罪・性暴力被害者のニーズに的確に対応するため、SNS相談や連携協力病院を拡充するなど相談・支援体制の強化に取り組むとともに、「よりこ」の認知度向上および性犯罪・性暴力被害者支援の輪を広げるため、警察等と連携した出前講座を開催し、幅広い周知・啓発に取り組めます。</p> <p>また、子どもに性被害予防のための基礎知識を伝えるため、子どもやその保護者等に子どもの性被害に関する知識の周知・啓発に取り組ま</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>

<p>て「よりこ」を周知し、相談しやすい環境づくりに取り組みました(出前講座受講者数：983名)。</p> <p>さらに、『学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック』活用研修や「子どもの性被害防止出前講座」など、性犯罪・性暴力被害予防の観点を取り入れた研修を開催し、教職員等の性暴力被害対応力の向上に取り組みました。</p>	<p>す。加えて、性犯罪・性暴力の根絶に向けて、条例制定の検討を進めていきます。</p>	
<p>【「配偶者からの暴力防止等連絡会議」】の開催</p>		
<p>DV被害者支援について、関係機関による「配偶者からの暴力防止等連絡会議」を県内6か所で開催し、情報共有・意見交換等を行うとともに、女性相談支援員等の専門性向上のための研修を3回行いました。</p>	<p>令和2年3月に策定した「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画(第6次計画)」に基づき、DV被害者の適切な保護・自立支援や性別にとられない相談を行えるよう関係機関と連携した取組を進めるとともに、引き続き、DV対応と児童虐待対応との連携強化を図ります。また、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画(第6次計画)」が最終年度となる一方で、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、DV被害のほか、女性をめぐるさまざまな課題の解消に向け、DV防止及び被害者保護・支援と困難な問題を抱える女性への支援を一体化した基本計画の策定に取り組めます。</p>	<p>子ども・福祉部 (子育て支援課)</p>
<p>【SNS相談及びDV防止に係る啓発】</p>		
<p>電話相談や来所での相談が難しい方向けにLINEによる相談を継続しました。</p> <p>また、DVや性暴力・性犯罪を防止するための啓発として、女性に対する暴力をなくす運動期間を中心に県内47か所の施設で相談窓口案内のミニカード(名刺サイズ)やポケットティッシュを女性</p>	<p>DVを許さない社会意識の醸成に向けて啓発を行います。DV相談内容については複雑化・多様化していることから、適切な支援を受けられるよう対応職員の能力向上や関係機関との連携強化に努めます。また、電話相談や来所での相談が難しい方向けにLINEによる相談を行いま</p>	<p>子ども・福祉部 (子育て支援課)</p>

が持ち帰りやすい場所などに配置しました。	す。	
【人身安全関連事案への対応】		
<p>ストーカー・DV事案等の人身安全関連事案は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが高い事案であるため、関係部門が連携し、加害者の検挙、行政措置等を講じました。また、被害者に対する防犯指導、避難措置等の支援について丁寧に説明し、安心感の醸成に努めるなど、被害者等の安全確保を最優先とした迅速・的確な組織対応を徹底しました。</p>	<p>ストーカー・DV事案等の人身安全関連事案は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが高い事案であるため、関係部門が連携し、加害者の検挙、行政措置等を講じます。また、被害者に対する防犯指導、避難措置等の支援について丁寧に説明し、安心感の醸成に努めるなど、被害者等の安全確保を最優先とした迅速・的確な組織対応を徹底します。</p>	<p>警察本部 (人身安全対策課)</p>

4. 重点テーマ「高齢者を犯罪から守る」

令和5年度の実施概要	令和6年度の実施方向	主担当部
【消費者トラブル防止に向けた出前講座の実施】		
<p>高齢者の消費者トラブル防止に向け、県内各地で出前講座等を実施しました。 (8箇所実施、203人参加)</p>	<p>消費生活相談件数に占める高齢者の割合は、4割程度と高くなっていることから、高齢者の消費者トラブル防止に向け、県内各地で出前講座等を行います。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>
【「消費者啓発地域リーダー」養成講座の開催及び消費者安全確保地域協議会の設置促進】		
<p>地域での啓発活動や見守り活動の担い手となる「消費者啓発地域リーダー」を養成する講座を消費者啓発地域リーダーの少ない北勢、南部地域の2地域で開催した結果、新たに14名の登録を得ました(登録者数計87者)。さらに、地域リーダーに定期的に啓発情報を提供するとともに、フォローアップ講座を県内4地域で開催し、各地域における啓発活動の実施を促進、支援しました。</p> <p>また、市町を訪問し、地域の見守り力向上に向け、消費者に身近な市町における消費者安全確保地域協議会(見守り</p>	<p>「消費者啓発地域リーダー」による地域における自主的な啓発活動を促進、支援します。また、消費者に身近な市町における見守り体制の充実のため、消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置に向けた働きかけを行います。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>

ネットワーク)の設置に係る意見交換を実施しました。		
【関係機関・事業者と連携した特殊詐欺被害防止対策の推進】		
依然として高齢者が高い割合を占める特殊詐欺の被害を減少させるため、「高齢者が犯罪者グループ等からの電話を受けないための対策の推進」、「県民の警戒心・抵抗力を向上させるための広報啓発の推進」及び「金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策の強化」を基本方針として、三重県にゆかりのある著名人小倉久寛氏を起用した発信力の高い広報啓発を実施するとともに、被害防止に有効な自動通話録音警告機の設置促進(令和5年度は簡易型自動通話録音機 1,300 台を高齢者世帯等に配布)等を図ったほか、「特殊詐欺被害防止対策会議」の開催等により、金融機関をはじめとする関係事業者と連携した水際対策の強化を推進するなど、特殊詐欺被害防止に取り組みました。	特殊詐欺の被害を減少させるため、「高齢者が犯罪者グループ等からの電話を受けないための対策の推進」、「県民の警戒心・抵抗力を向上させるための広報啓発の推進」及び「金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策の強化」を基本方針として、被害防止を図るための講話や寸劇、自動通話録音警告機の無償貸出事業などによる防犯対策を実施するほか、関係機関や事業者等と連携し、発生実態に応じた被害防止対策を推進します。	警察本部 (生活安全企画課)

5. 重点テーマ「近年懸念される犯罪等に対する安全・安心を確保する」

令和5年度の実施概要	令和6年度の実施方向	主担当部
【成人年齢引き下げに係る周知啓発】		
民法の成年年齢の引下げを踏まえ、若年者の消費者トラブルの防止に向け、教育機関と連携し、「青少年消費生活講座」(33校 46回、4,058人参加)を開催したほか、ラジオのパーソナリティが高等学校(6校)を訪問して注意喚起を行う事業を実施しました。また、テレビや映画館で啓発CMを放送・上映するとともに、SNSを活用した啓発(12月～1月実施)を行うなど、多様な情報媒体による取組を行いました。	民法の成年年齢引下げを受けて、教育機関等と連携しながら、若年者を対象とした出前講座等を実施するなど、若年者向けの消費者教育に取り組めます。また、多様な情報媒体の活用や若年者の参画を得ながら、若年者が消費者トラブルに遭うことなく、自立した消費者として行動するための知識と意識を高めるための取組を推進します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
【薬物乱用防止に係る啓発及び検査】		

<p>「令和5年度三重県薬物乱用対策推進計画」に基づき、警察本部、教育委員会等の関係機関と連携し、薬物乱用防止に関する啓発（街頭啓発45回）、立入検査（医療用麻薬等取扱施設の立入検査2,575回）、再乱用防止（薬物依存者等の相談応需16件、薬物依存者の家族教室の開催4回）に取り組みました。</p>	<p>関係機関と連携し、引き続き、計画的な啓発や取締り、再乱用防止等を実施し、大麻等の薬物乱用防止対策に取り組みます。</p>	<p>医療保健部 （薬務課）</p>
<p>【サイバー犯罪の取締り推進】</p>		
<p>サイバー空間の脅威に的確に対処するため、知見を有する学術機関や民間事業者等との連携を一層強化するとともに、演習環境の高度化や情報技術解析用資機材の整備を推進することにより、最新の情報技術等を悪用したサイバー犯罪の取締りや専門的な警察職員の育成等、官民一体となった被害防止対策に取り組みました。</p>	<p>変化を続けるサイバー空間の脅威に的確に対応し、県民に不安を与える犯罪被害を防止するために、引き続き、関係団体や民間事業者などと連携して効果的な情報発信を行うなど、県民のサイバーセキュリティ意識の向上を促進します。また、サイバー犯罪の徹底検挙のため、警察職員の対処能力の向上に向けた取組や電磁的記録の解析を行う環境の高度化に向けた取組を続けます。</p>	<p>警察本部 （サイバー犯罪対策課）</p>
<p>【テロの未然防止に係る取組】</p>		
<p>G7三重・伊勢志摩交通大臣会合に向け、関連する情報の収集と分析、情勢に応じた警戒警備、警備部隊の練度向上など、警察による活動・取組のほか、関係機関や民間事業者等と連携したテロ対処合同訓練を実施するなど、官民一体となったテロ対策を推進し、警備を完遂しました。</p>	<p>テロの脅威が継続する中、今後開催が予定されている大規模行事（第44回全国豊かな海づくり大会）を見据え、警備諸対策を推進するとともに、テロの未然防止に向けて、県民の理解と協力の下、引き続き官民一体となったテロ対策に取り組みます。</p>	<p>警察本部 （警備企画課）</p>
<p>【犯罪に対する検挙力の向上】</p>		
<p>捜査支援分析機器や鑑定機器を活用し、各種犯罪の早期検挙に取り組みました（令和5年中 重要犯罪検挙率77.6%）。また、デジタル技術を活用した高度AⅠ画像分析システムを導入し、捜査支援分析力の強化を図りました。</p>	<p>犯罪の早期検挙に向けて、高度AⅠ画像分析システムによる防犯カメラ画像の分析、車両捜査支援システムによる犯行車両等の発見・捕捉など、科学技術を活用した捜査を一層推進します。</p>	<p>警察本部 （刑事企画課）</p>
<p>【警察活動に係る基盤強化】</p>		
<p>老朽化した駐在所の建替等整備（建て</p>	<p>老朽化した交番・駐在所の建て替</p>	<p>警察本部</p>

<p>替え3施設、長寿命化3施設)を行ったほか、パトカー未配備の駐在所へのパトカー配備(1施設)を進めました。また、山岳遭難発生時の捜索救助体制を強化するため、山岳装備資機材を充実させるとともに、山岳警備隊員の捜索救助技術の向上を図りました。</p>	<p>えや長寿命化、パトカーの配備、装備資機材の充実など、警察活動を支える基盤の強化に取り組みます。</p>	<p>(地域課)</p>
---	--	--------------

6. 重点テーマ「交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす」

令和5年度の実施概要	令和6年度の実施方向	担当部署
【「三重県交通安全条例」に係る周知啓発】		
<p>令和5年中の交通事故死者数は5年ぶりに増加して66人となり、前年から6人の増加となりましたが、飲酒運転による人身事故件数は32件で前年から10件減少しました。</p> <p>また、「三重県交通安全条例」について、SNSを用いた啓発を実施したほか、四季の交通安全運動実施要綱に記載することにより、県民の交通安全意識・交通マナーの向上、自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図りました。</p>	<p>四季の交通安全運動における広報啓発のほか、SNS等を用いた啓発を通して効果的・効率的に周知し、県民の皆さんの交通安全意識や交通マナーの向上、自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図ります。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>
【高齢者の交通事故防止に係る取組】		
<p>高齢者の交通事故防止を交通安全県民運動の年間重点目標に掲げて広報啓発を行うとともに、11月4日、5日には、安全運転サポート車の乗車体験研修会を開催するなど、交通安全意識の向上を図りました。</p> <p>また、広報紙に「運転免許証自主返納サポートみえ」の登録事業者から受けられる各種サービスを掲載し、運転免許証を自主返納しやすい環境づくりに努めました。</p> <p>さらに、交通安全研修センターにおいて、高齢者向けの参加・体験・実践型の</p>	<p>高齢者の交通事故防止を年間重点目標として広報・啓発するとともに、安全運転サポート車の乗車体験型研修会を通しての普及啓発や、「運転免許証自主返納サポートみえ」の周知と充実を図ります。</p> <p>さらに、交通安全研修センターにおける高齢運転者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を進めていくことで、事故防止啓発の相乗効果を高めていきます。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>

交通安全教育を行いました。(令和5年度 427人)		
【参加・体験・実践型の交通安全教育への取組】		
<p>交通安全研修センターにおいて、子どもから高齢者に至る幅広い県民の皆さんを対象に、施設、設備の強みを生かした参加・体験・実践型の交通安全教育研修を実施しました。</p> <p>(令和5年度 3,862人)</p> <p>また、地域での指導者養成を目的とした講習や社会問題となっている高齢運転者等に特化した講習を重点的に推進しました。</p>	<p>交通安全研修センターにおいて、子どもから高齢者に至る幅広い県民の皆さんを対象に、施設、設備の強みを生かした参加・体験・実践型の交通安全教育に取り組みます。</p> <p>また、地域や職域で活動する交通安全教育指導者および高齢者を対象とした講習なども推進します。</p>	環境生活部 (くらし・交通安全課)
【飲酒運転違反撲滅に係る再発防止対策の実施】		
<p>「第3次三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画」に基づき、飲酒運転根絶に向けた広報・啓発等の取組を推進しました。</p> <p>特に、飲酒運転違反者312人(令和5年度)に対して、アルコール依存症に関する受診義務通知を行うとともに、期限までに報告のない者への勧告・再勧告を行い受診の促進を図りました。</p> <p>さらに、酒類販売管理者研修参加者755名(令和5年度)に対して啓発を実施しました。</p>	<p>飲酒運転根絶に向けて、四季の交通安全運動等を通じて重点的に啓発し、規範意識の定着に向けた取組を推進します。</p> <p>また、飲酒運転根絶のためには、再発防止対策が重要であることから、更なるアルコール依存症に関する受診の促進、飲酒運転防止相談などの取組を推進します。</p>	環境生活部 (くらし・交通安全課)
【交通ルール遵守と正しい交通マナーの定着に係る広報啓発】		
<p>ドライバー目線の歩行者保護対策として「ACTION38キャンペーン」を推進するため、事業所単位での各種活動の促進を図るべく、ACTION38推進事業所の指定を行ったほか、歩行者に対し、横断歩道横断時、自ら少し手をあげる等の交通行動を促す「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」の周知を図るため、県民からの公募によりシンボルマークを作成しました。</p> <p>県内3校の高校生に対し「セーフテ</p>	<p>ドライバー目線の歩行者保護対策として「ACTION38キャンペーン」の更なる推進に向け、より多くのACTION38推進事業所の指定を行うほか、「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」の周知を図るため、シンボルマークを活用して積極的な広報を推進します。</p> <p>このほか、県内の高校生に対しては、「セーフティ・バイシクルリーダー」を委嘱して自主的な自転車安全</p>	警察本部 (交通企画課)

<p>イ・バイシクルリーダー」を委嘱し、自転車乗車用ヘルメットの着用促進等に向けた広報啓発活動を行い、自転車安全利用の機運を高めました。</p> <p>高齢者に対し、高齢者交通安全アドバイザー、地域交通安全活動推進委員等の交通ボランティアと連携した高齢者宅訪問による交通安全教育や各種シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しました。</p>	<p>利用活動を促進します。</p> <p>また、高齢者に対しては、関係機関・団体と連携し安全運転サポート車の普及に向けた広報や各種シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。</p>	
<p>【歩行者の安全確保のための交通安全施設等の適正管理】</p>		
<p>歩行者の安全を確保するため、ゾーン30 プラス（2 地区）の整備、摩耗した横断歩道の塗り替え（1,494 本）及び歩行者用灯器を増灯（28 灯）しました。また、老朽化した信号制御機（153 基）、信号柱（113 本）、路側式道路標識（1,116 本）及び視覚障害者用付加装置（10 基）を更新しました。</p> <p>加えて、道路交通環境の変化等により実態に合わなくなった交通規制の見直しを進め、信号機（7 基）を撤去するなど、交通安全施設等の適正な維持管理に努めました。</p>	<p>交通の安全と円滑を図るため、信号灯器のLED化、摩耗した横断歩道等の道路標示の塗り替えを進めるとともに、老朽化した信号制御機等の交通安全施設の更新を推進します。</p> <p>また、道路交通環境の変化等により実態に合わなくなった交通規制の見直しを進めるなど、交通安全施設等の適正な維持管理に取り組みます。</p>	<p>警察本部 （交通規制課）</p>
<p>【交通事故抑止に係る交通指導取締りの推進】</p>		
<p>交通事故の発生状況の分析を通じて把握した危険箇所や地域住民からの要望を踏まえ、交通事故抑止に係る交通指導取締りを推進しました。特に交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた取締りを県内各署で推進した結果、令和5年中は、移動オービス等を活用した速度違反取締り（11,304 件）、横断歩行者等妨害等違反（4,962 件）、飲酒運転（303 件）、信号無視違反（3,881 件）等を検挙しました。</p>	<p>引き続き、悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進するとともに、AIが交通事故発生予測を行う「事故発生リスクAIアセスメント」サービスを導入し、既存の分析システムとともに活用することにより、効果的な交通指導取締りを推進します。</p>	<p>警察本部 （交通指導課）</p>

Ⅲ 数値目標の進捗状況

この章では「アクションプログラム・第2弾」における3つの基本目標と重点テーマそれぞれに設定されている6つの活動指標について、令和5年度の実績値を掲載し、進捗状況をお示しします。

【目標項目】

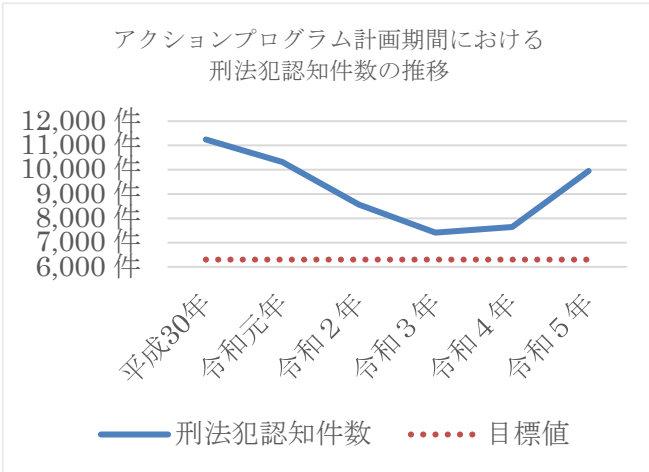
目標項目	目標設定時の値	目標値 (令和5年)
刑法犯認知件数	11,247件	6,300件未満
交通事故死者数※	87人	60人以下
地域の防犯・交通安全活動に参加したことがある割合	31.9%	37.5%

【活動指標】

重点テーマ	目標項目	目標設定時の値	目標値 (R5年度末)
1 地域の防犯力を高める	安全・安心まちづくり地域リーダーの配置市町数	15市町 (R元年度)	29市町
2 子どもを犯罪から守る	「居住する地域内で子どもが犯罪被害から守られている」と感じる人の割合	47.6% (R元年度)	56.0%
3 女性を犯罪から守る	「居住する地域内で女性が犯罪被害から守られている」と感じる人の割合	21.2% (R元年度)	28.0%
4 高齢者を犯罪から守る	「居住する地域内で高齢者が犯罪被害から守られている」と感じる人の割合	30.5% (R元年度)	37.3%
5 近年懸念される犯罪等に対する安全・安心を確保する	直近の犯罪情勢等を踏まえ、毎年度目標を設定 ※令和4年度は「 <u>防犯ボランティア団体・事業者等の取組の県HPにおける掲載件数</u> 」	—	—
6 交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす	交通事故死傷者数	6,223人 (H30年中)	3,100人以下

1 基本目標

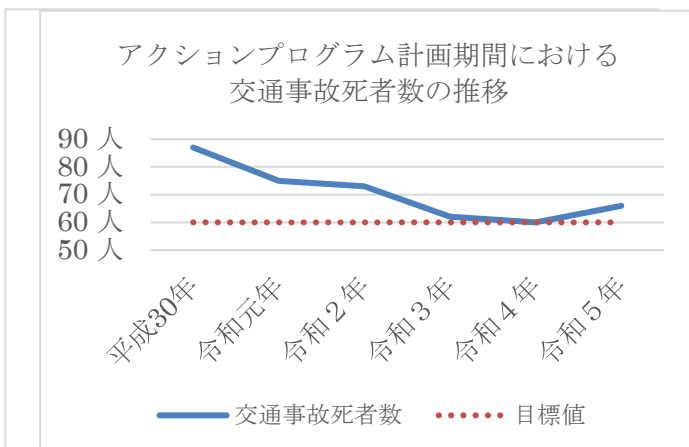
目標項目	目標設定時 (平成 30 年)	昨年度値 (令和 4 年)	現状値 (令和 5 年)	目標値 (令和 5 年) R3 年度目標達成により目 標値を更新しています
刑法犯認知件数	11,247 件	7,647 件	9,955 件	6,300 件未満 (更新前 7,500 件未満)



※平成 14 年をピークに減少傾向にあり、令和 3 年には戦後最少となったが、令和 5 年度は増加傾向となった。

目標項目	目標設定時 (平成 30 年)	昨年度値 (令和 4 年)	現状値 (令和 5 年)	目標値 (令和 5 年)
交通事故死者数※ 1	87 人	60 人	66 人	60 人以下

※ 1 交通事故発生から 24 時間以内に死亡した人の数

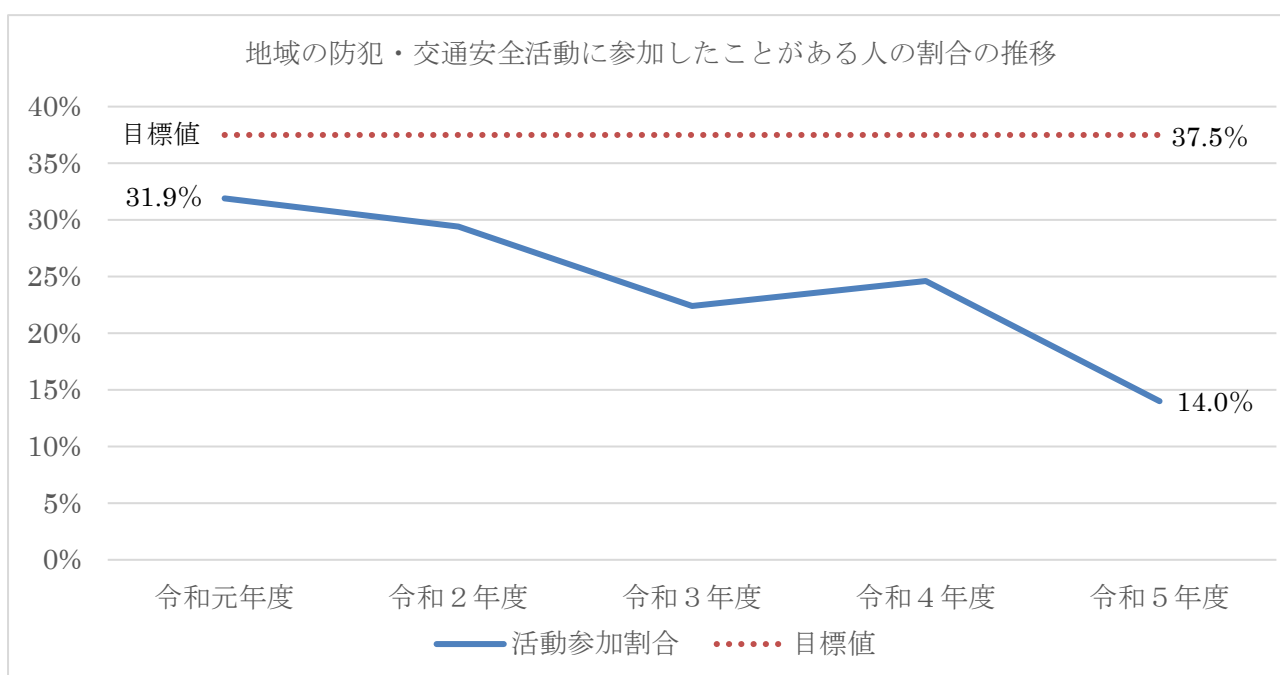


※減少傾向で推移しており、令和 4 年は統計の残る昭和 29 年以降最小を更新した。

目標項目	目標設定時 ※3	昨年度値 (令和4年)	現状値 (令和5年)	目標値 (令和5年)
地域の防犯・交通安全活動に参加したことがある人の割合※2	31.9%	24.6%	14.0%	37.5%

※2 三重県「eモニターアンケート」における数値は、「目標設定時数値」が令和元年度、「昨年度値」は令和4年度、「目標値」は令和5年の値を指します。

※3 割合は、三重県「eモニターアンケート」における回答結果。



※地域の防犯・交通安全活動に参加したことがある人の割合は、目標設定時の割合(31.9%)から、令和5年度は14.0%と減少している。

※目標値を達成するため、より多くの県民へ防犯・交通安全活動の有効性を示し、活動への参加を呼び掛ける必要がある。

2 重点テーマ活動指標

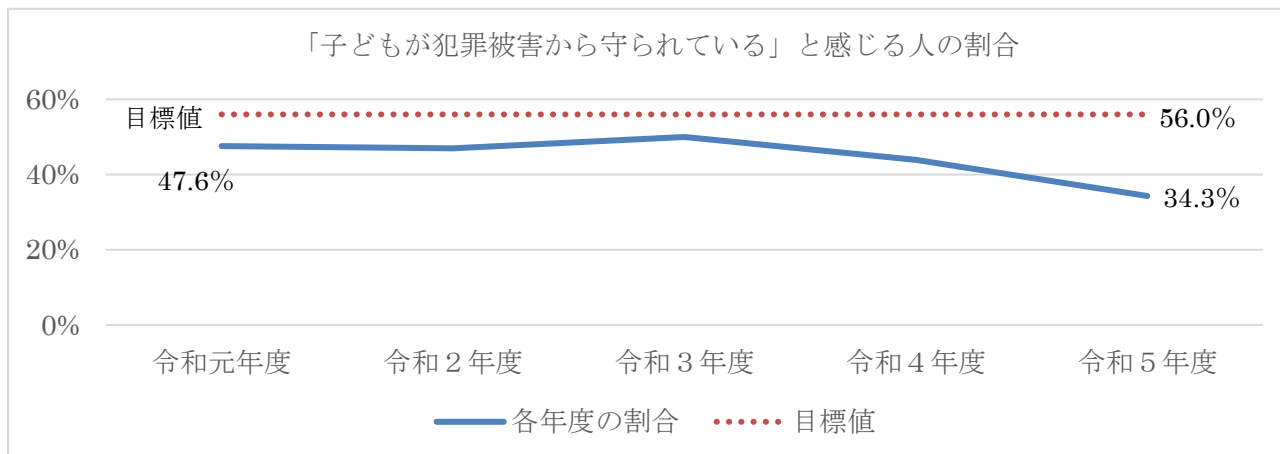
重点テーマ	目標項目	目標 設定時 (R元年度)	昨年度値 (R4年 度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R5年度)	
1	地域の防犯力を高める※	安全・安心まちづくり 地域リーダーの配置市 町数	15 市町	17 市町	20 市町	29 市町

※県が実施する「安全・安心まちづくり地域リーダー養成講座」の修了者が配置された市町数

※目標値を達成するため、未配置の市町で活動する防犯ボランティアの養成講座への参加を促進する必要がある。

重点テーマ	目標項目	目標 設定時 (R元年度)	昨年度値 (R4年 度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R5年度)	
2	子どもを 犯罪から守る※	「居住する地域内で子 どもが犯罪被害から守 られている」と 感じる人の割合	47.6%	43.9%	34.3%	56.0%

※目標項目は、三重県「eモニターアンケート」の調査結果において、「感じる」及び「どちらかと言えば感じる」と回答した人の割合

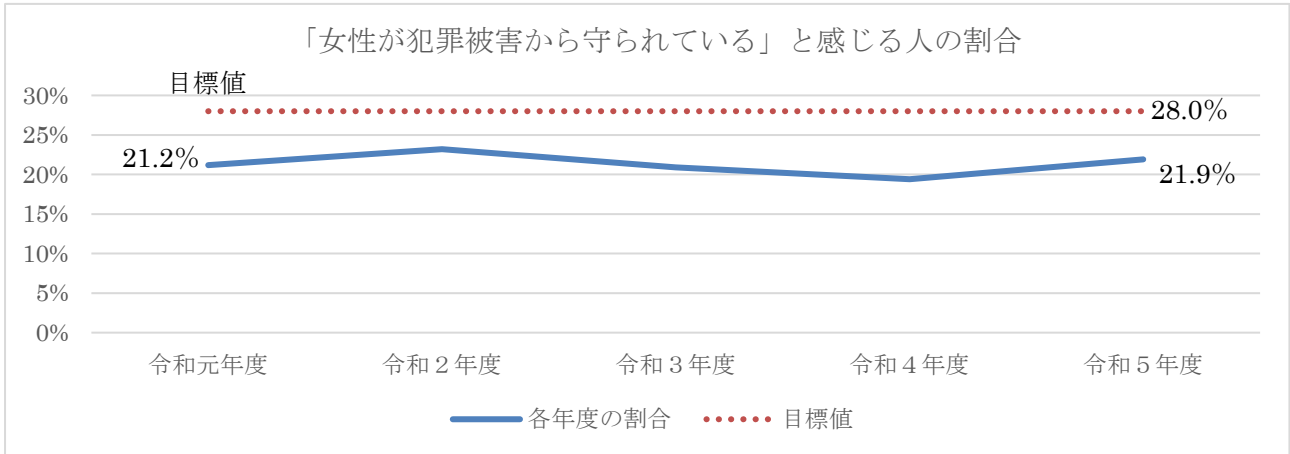


※「居住する地域内で子どもが犯罪被害から守られている」感じる人の割合は、目標設定時の割合（47.6%）から、令和5年度は34.3%と減少した。

※目標値を達成するためには、より多くの県民が居住する地域で行われ活動を知ることができるよう、防犯活動の可視化していく。

重点テーマ	目標項目	目標 設定時 (R元年度)	昨年度値 (R4年 度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R5年度)	
3	女性を 犯罪から守る※	「居住する地域内で女性 性が犯罪被害から守ら れている」と感じる人 の割合	21.2%	19.4%	21.9%	28.0%

※目標項目は、三重県「eモニターアンケート」の調査結果において、「感じる」及び「どちらかと言えば感じる」と回答した人の割合

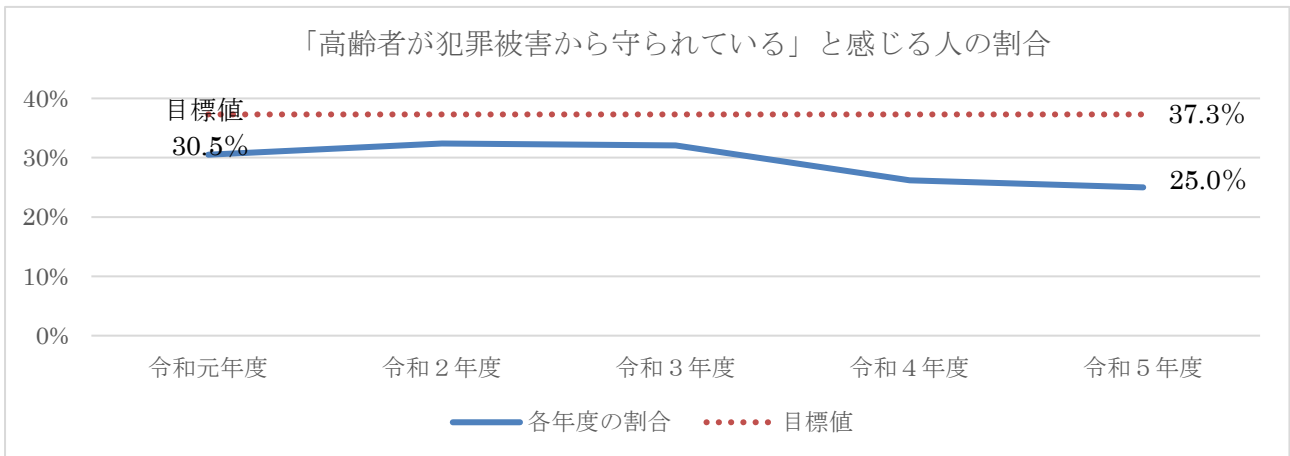


※「居住する地域内で女性が犯罪被害から守られている」感じる人の割合は、目標設定時の割合（21.2%）から、令和5年度は21.9%と微増している。

※目標値を達成するためには、より多くの県民が居住する地域で行われ活動を知ることができるよう、防犯活動の可視化していく

重点テーマ	目標項目	目標 設定時 (R元年度)	昨年度値 (R4年 度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R5年度)	
4	高齢者を 犯罪から守る※	「居住する地域内で高 齢者が犯罪被害から守 られている」と 感じる人の割合	30.5%	26.2%	25.0%	37.3%

※目標項目は、三重県「eモニターアンケート」の調査結果において、「感じる」及び「どちらかと言えば感じる」と回答した人の割合



※「居住する地域内で高齢者が犯罪被害から守られている」感じる人の割合は、目標設定時の割合（30.5%）から、令和5年度は25.0%と減少している。特に特殊詐欺の被害件数の増加（R4：142件→R5：274件）が減少の要因と思われる。

※目標値を達成するためには、より多くの県民が居住する地域で行われ活動を知ることができるよう、防犯活動の可視化していく

重点テーマ	目標項目	目標 設定時 (R3年度)	昨年度値	実績値	目標値	
5	近年懸念される 犯罪等に対する 安全・安心を 確保する※	防犯ボランティア団 体・事業者等の取組の 県HPにおける掲載件 数	67件	—	67件	80件

※テーマ5における活動指標は、直近の犯罪情勢等をふまえた議論を経て毎年度目標を設定することとなっているため、昨年度値はありません。また、目標値は令和5年度のものであります。

※来年度以降も引き続き取組を紹介する防犯ボランティア団体や事業者等を調査し、掲載数の増加をめざしていく。

重点テーマ	目標項目	現状値 (R元年度)	昨年度値 (R4年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R5年度) R3年度目標達成 により目標値を 更新しています
6	交通事故ゼロ・ 飲酒運転ゼロを めざす※	交通事故死傷者数	6,223 人	3,698 人	3,833 人 3,100 人 以下

※テーマ6の現状値は、平成30年中の交通事故死傷者数です。

※令和5年度は前年度と比べ、交通事故死傷者数は微増となった。

IV 令和5年度の総括 ～成果と課題をふまえた今後の取組の方向性～

1 令和5年度における成果

- アクションプログラムの主軸となる3分野（県・警察・教育委員会）のワーキンググループを開催し、顔の見える関係性の構築や連携に向けた協議を重ねることで、各分野同士が協力して安全安心まちづくりに向けた取組を実施することができました。
- 地域の防犯活動等をけん引する意志のある方などを対象に、「安全安心まちづくり地域リーダー養成講座」を県教育委員会主催「スクールガード・リーダー育成講習会」と併せ共同開催し、新たな地域リーダーを28名養成することができました。
- 県民の皆さんの防犯意識の高揚と、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりの推進等を目的としたイベント「安全・安心まちづくりフォーラム」を県と警察本部が協力して開催し、53名が参加しました。
- 地域における「構成員の高齢化」や「担い手不足」といった課題に対応するため、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」から意見聴取のうえ、地域に密着した事業者が積極的に防犯活動に参画いただける仕組みを検討し、「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」として令和5年6月から実施し、令和6年3月現在、391事業者が登録することができました。

2 令和5年度の課題

(1) 県民の体感治安及び防犯意識の向上（意識づくり）

「子ども・女性・高齢者が犯罪被害から守られているか」というテーマで、県が実施したアンケート（令和5年6月実施。三重県「eモニターアンケート」）において、「犯罪被害から守られている」と回答した割合が34.3%（子ども）、21.9%（女性）、25.0%（高齢者）といずれも「守られている」と感じる県民が少ないという結果が出ています。

県民の犯罪等への不安が依然として解消されていないことから、県民の体感治安や防犯意識向上につながる取組を進める必要があります。

(2) 地域における持続可能な防犯活動のための事業者との連携（地域づくり）

安全で安心なまちづくりにおいて重要な役割を担う防犯ボランティア団体は、「高齢化」や「担い手不足」といった課題を抱えています。県民が安全に安心して生活できるよう、地域において持続可能な防犯活動が継続されることが重要です。

そのため、「構成員のほとんどが現役世代である」、「廃業しない限りは地域に存在し続ける」といった特徴を持つ事業者との連携を積極的に進め、将来的に地元ボランティアとの連携を目指して、「三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」にできるだけ多くの事業者に参加いただくことが必要です。

(3) 「安全安心まちづくり地域リーダー」の養成（地域づくり）

地域の防犯活動等をけん引する「安全安心まちづくり地域リーダー」を新たに28名養成することができましたが、未配置市町への新たな配置はできませんでした。

引き続き、地域等への呼びかけを進めていくとともに、市町をはじめとした関係機関と連携し、新たな防犯ボランティア団体の掘り起こしを進める必要があります。

(4) 特殊詐欺被害防止について（環境づくり）

令和5年中、三重県内において発生した特殊詐欺被害状況については、発生件数が274件（前年比+132件）、被害金額が約7億760万円（前年比+約1億1,970万円）と多く発生している状況にあります。

県民に特殊詐欺被害防止を呼びかけていき、被害防止の啓発活動を進めていく必要があります。

3. 令和6年度の重点取組

(1) アクションプログラム第3弾の推進について（意識づくり）

令和6年3月に改正した「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第3弾」を県民に広く周知することで活用を促し、防犯に対する意識向上に努めます。

(2) 県民の体感治安及び防犯意識の向上について（意識づくり）

県民の皆さんの防犯意識向上を図るため、防犯ボランティア団体や事業者、市町担当者等が一堂に会する「安全・安心まちづくりフォーラム」を開催するとともに、「自分は地域から守られている」と感じることができるよう、ホームページやSNSを活かした広報活動を強化し、防犯活動の「見える化」を図ります。

(3) 地域における持続可能な防犯活動のための事業者との連携について（地域づくり）

令和5年6月から運用を開始した「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」について、多くの事業者に参加いただけるよう、事業者団体や市町等を通じて幅広く制度を周知します。

(4) 「安全安心まちづくり地域リーダー」の養成について（地域づくり）

「安全安心まちづくり地域リーダー」が未配置である市町への積極的な働きかけを通じ、全市町への「安全安心まちづくり地域リーダー」配置をめざします。また、関係機関が把握する活動団体へも参加を促し、リーダー数の増加による自主防犯活動の活性化、地域防犯力の底上げに努めます。

(5) 特殊詐欺被害防止活動について（環境づくり）

特殊詐欺等の被害が多発している状況にあります。県としては、出前講座や啓発イベントを介して、県民に対し情報発信を強化し、詐欺被害防止に努めます。

『安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第2弾』
令和5年度の総括

令和6（2024）年 月
三重県環境生活部くらし・交通安全課

〒514-8570 津市広明町13番地

電話：059-224-2664

FAX：059-224-3069

メール：anzen@pref.mie.lg.jp

県HP：<http://www.pref.mie.lg.jp/BOUHAN/>